

1章 市民参画のまちづくりの現状と課題

まちづくりや市政への市民参画に関する本市の現状を把握するとともに、市民の主体的なまちづくり活動を支援し、市民参画による市政を進める上での今後の課題を整理します。

1) 社会情勢の変化

○地方分権の推進

地域の課題はそれぞれの地域の選択と責任において、地方自治体が主体的に取り組むことができるよう、地方分権が進められています。市民の価値観が多様化する中で、地域にふさわしい行政・財政のシステムを構築し、市民の参画によるまちづくりに取り組む動きが各地で見られます。

○NPO法人など市民団体によるまちづくり活動の活発化

特定非営利活動促進法（NPO法）^{*3}の施行もあり、地域福祉や環境保全、文化振興活動等の様々な分野において公共を担う、主体的な市民の活動が増えつつあります。

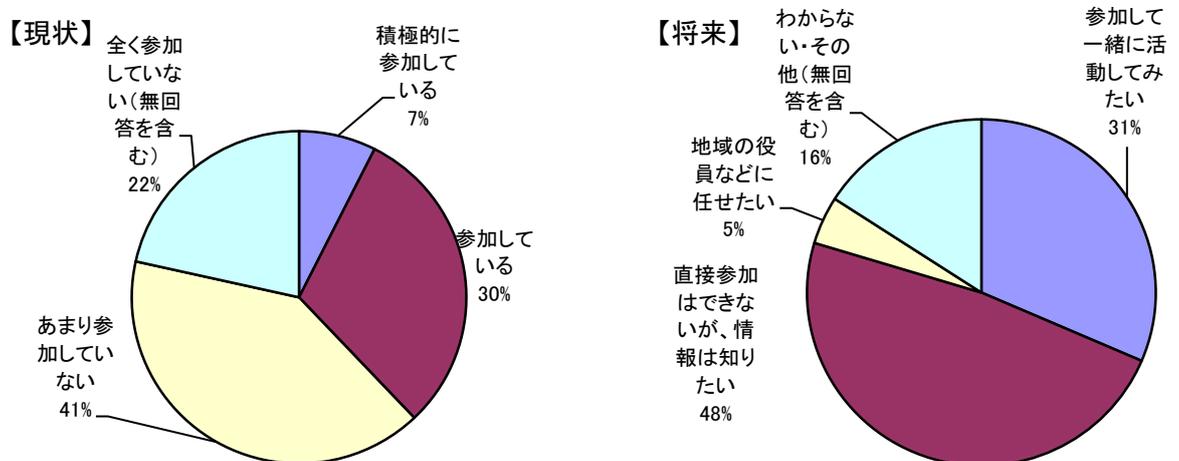
○情報公開や住民参加などを推進する環境づくりの推進

行政の透明性・公平性を確保するために、情報公開法や行政手続法等が制定され、各自治体でこれに基づいた条例が制定されています。あわせて、行政運営の基本原則や行政計画への住民参加の手続等を条例化する自治体も増えつつあります。

2) 市民の意識（第三次総合計画アンケートから）

第三次伊東市総合計画の策定に際し、行政が平成11年に実施した市民意向調査では、地域活動への参加について「あまり参加していない」が最も多く、「まったく参加していない」と合わせて約60%と、参加していない方が多いのが現状です。しかし、今後の地域活動への参加については「直接参加できないが、情報は知りたい」が最も多く約半数を占め、次いで「参加して一緒に活動してみたい」が約31%となっており、合わせて約80%の方が地域活動への関心を持っています。

このことから、地域活動に対しては「やってみたいけど、どう関わっていいのかわからない」と考える市民が多いようです。



^{*3} 特定非営利活動促進法（NPO法）：市民活動等を行う非営利の団体（Non-Profit-Organization）に法人格を与え、その活動を促進することを目的とした法律。

3) 市民団体の概要

平成14年6月現在、市が把握している市民活動団体は、90団体です。

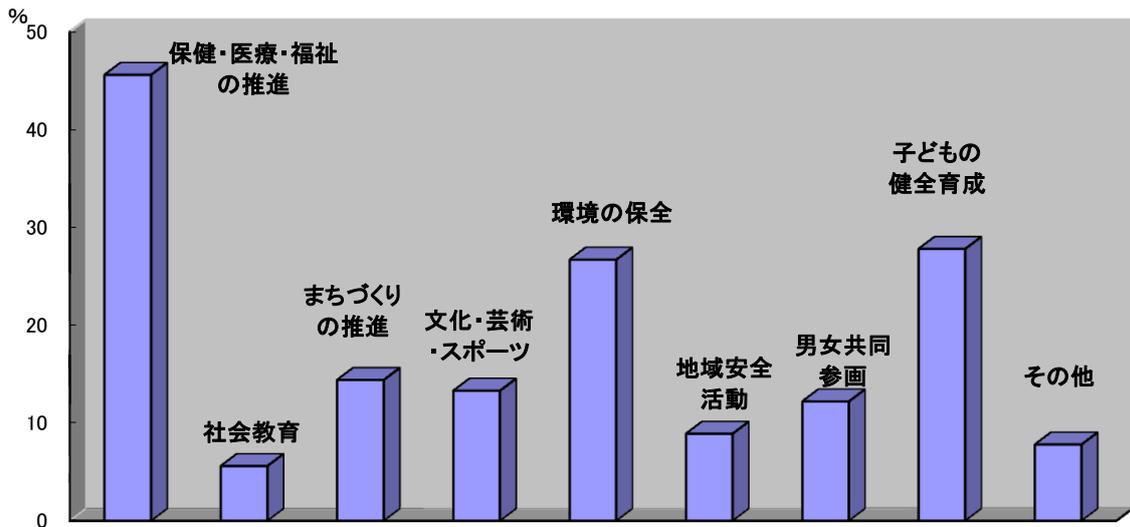
(ここで言う市民活動団体とは、継続的、自発的に社会的活動を行う営利を目的としない団体で、公益法人や町内会、趣味のサークル等は除きます。)

主な活動分野は「保健、医療、福祉の推進」が46%と最も多く、次いで「子どもの健全育成」が28%、「環境の保全」が27%となっています。(複数回答あり)

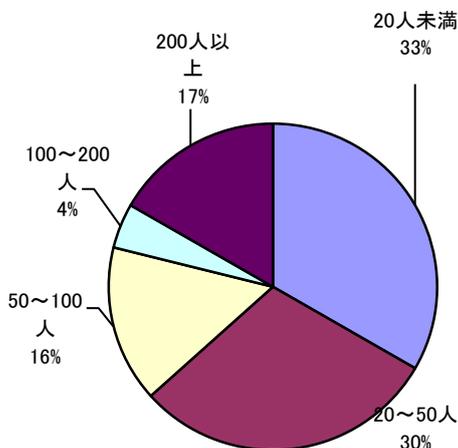
会員数では「20人未満」が最も多く33%、「20~50人」が30%と、50人未満の団体が6割以上を占めています。また、予算規模を見ると「100~500万円」が28%、「10~50万円」が27%、「10万円未満」が22%と、比較的小規模な団体が多い傾向にあります。

市が確認していない団体も多くあり、また、増加傾向にあると思われます。

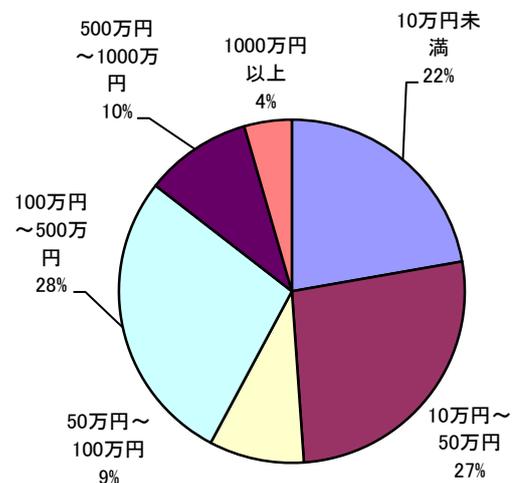
【主な活動分野】



【会員数】



【予算規模】



4) 行政による取組の概要

行政は、様々な場面で市政への市民参画を進めてきました。

計画策定における市民参画は、総合計画をはじめ、環境、美化、子育て、生涯学習、都市計画など、幅広い分野に及んでいます。

事業実施における市民参画は、主に観光イベントを中心に取り組んでいます。

市民によるまちづくり活動を支援する制度は、まだ少ない状況です。

平成9年度には、「伊東市情報公開条例」、「伊東市個人情報保護条例」、「伊東市行政手続条例」を施行し、「開かれた市政」の推進に努めています。「情報公開条例」と「個人情報保護条例」は、市民懇話会を設置し、条例案の策定過程に加わっていただいた、市民参画による条例です。

(平成14年度末現在・主なもの)

【市民参画による計画策定】

	計 画 名 (計画期間)	市 民 参 画 の 状 況
1	第三次伊東市総合計画 (平成13~22年) 第七次基本計画 (平成13~17年)	○未来(ゆめ)づくり市民会議 公募を含む市民41人で構成する市民会議を設置し、基本構想の骨格となる提案を市長に報告 ○総合計画審議会 審議会委員に、公募委員2人を選任 ○市民意向の把握 ・市民アンケート(広報いとうによる全世帯及び中学生・高校生) ・市民意識調査
2	伊東市行財政改革大綱 (平成14~16年)	○行政改革懇談会 懇談会(公募2人を含む10人)からの提言・意見を大綱に反映させるとともに、実施状況を懇談会に報告
3	第七次伊東市交通安全計画 (平成13~17年)	○伊東市交通安全対策会議 特別委員、幹事として、陸上交通による事業を営む公共的機関の職員を選任
4	伊東市環境基本計画 (平成15~24年)	○伊東市環境審議会 市議会議員、学識経験者、市民の代表、事業者の代表、関係行政機関の職員で構成され、うち公募委員2人を選任 ○かんぎょう市民会議 公募5人を含む15人で構成する市民会議を設置し、市の取組を踏まえ、市民・事業者の取組の検討を行う。 ○市民意向の把握 市民意識調査
5	伊東市ごみ処理基本計画 (平成13~22年)	○伊東市一般廃棄物処理計画審議会 審議会委員に市内各種団体及び業界代表、有識者を10人選任
6	伊東市障害者計画 (平成11~20年)	○伊東市障害者計画策定懇話会 学識経験者や福祉団体等の委員20人で構成される懇話会を設置し、市民の要望等に関し調査し、意見を述べ、市長が諮問する計画案について、市長に提言する。 ○市民(障害者)意向の把握 障害者の意識調査
7	第三次伊東市高齢者保健福祉計画及び第二期介護保険事業計画 (平成15~19年)	○伊東市介護保険事業計画等策定市民懇話会 公募4人を含む22人で構成される懇話会からの提言を、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に反映させる。 ○市民意向の把握 市民意向・満足度等実態調査

	計 画 名 (計画期間)	市 民 参 画 の 状 況
8	伊東市児童育成計画 (平成 11～20 年)	○伊東市児童育成計画策定懇話会 学識経験者や保健・福祉団体等の委員 20 人で構成される懇話会を設置し、市民の要望等に関し調査し、意見を述べ、市長が諮問する計画案について、市長に提言する。 ○市民要望の把握 市民要望調査
9	第二次伊東市保健計画 (平成 14～22 年)	○伊東市健康づくり推進協議会 学識経験者や各種団体、保健医療機関代表等 16 人で構成される協議会に市長が計画(案)を諮問し、答申を受けた。 ○市民の健康に対する意識調査 市民 1,502 人
10	伊東市観光基本計画 (平成 16～25 年)	○伊東市観光基本計画市民懇話会 公募を含む市民 20 人で構成する懇話会を設置し、計画(案)を市長に提言する。 ○伊東みらい観光塾 公募を含む市民・職員 40 人で構成し、観光振興に係る研究等を行う。
11	伊東市男女共同参画 あすを奏でるハーモニー プラン (平成 14～22 年)	○伊東市男女共同参画プラン策定委員会 公募を含む市民 15 人で構成する委員会を設置し、プラン(案)を策定し市長に提出 ○市民意識や状況の把握 市内に居住する 18～69 歳の市民 2000 人
12	伊東市都市計画 マスタープラン (平成 10～32 年)	○中心市街地の将来像を考えるまちづくり市民会議 7 回開催・参加者延 108 人 ○都市計画マスタープラン策定委員会 学識経験者・市民代表 11 人からなる委員会を設置し、素案を策定 ○16 地区において説明会を開催 ○都市計画審議会 学識経験者・市民代表 15 人による審議
13	伊東中心市街地まちづくり構想 (伊東駅前地区まちづくり計画)	・協議会を立ち上げ、住民参加によるまちづくり計画策定を目的とする。 ・協議会立ち上げに向けた「上位計画の説明会」や「準備会」を過去 6 回程度開催(1 開催当り 4～20 人程度参加)
14	伊東中心市街地まちづくり構想 (松川周辺地区まちづくり計画)	・協議会を立ち上げ住民参加によるまちづくり計画の策定を実践中 ・協議会を過去 4 回程度開催(1 開催当り 8～20 人程度参加)
15	伊東市市民参画の まちづくり推進計画 (平成 15～24 年)	○伊東まちづくり市民会議 地域代表・市民団体代表・一般公募市民による市民会議を設置し、市民主体のまちづくりを推進するために必要な方策や体制などについて検討し、市に提案する。 ○パブリックコメント* 市ホームページ等で検討経過や計画案を公開し、幅広い市民意見を集約

* パブリックコメント：26ページ参照

【市民参画による事業実施】

	事業名	企画段階における参画	実施段階における参画
1	健康保養地づくり事業	○伊東市健康保養地づくり実行委員会 ・実行委員会の運営 ・関係団体との連絡調整 ・事業の企画	○伊東市健康保養地づくり検討部会 ・事業の実施、運営 ・事業への参加
2	NEW!!わかふじ国体開催事業	○NEW!!わかふじ国体伊東市実行委員会 ・競技会の開催 ・関係団体等との連絡調整 等	○NEW!!わかふじ国体伊東市実行委員会 ・主催者として競技会運営に従事 ・歓迎装飾等の企画及び作成への参画
3	伊東市地域行政連絡調整協議会	・行政協力委員長（区長）15人で構成する協議会を設置し、地域行政に係る意見を述べる。 ・協議会から市の設置する審議会等に参加し、地域代表として意見を述べる。	・自治会組織のリーダーとして、地域住民の意見や要望の集約、調整及び行政から市民に対する情報の周知
4	市政モニター	・原則公募の市民10人 ・モニターの性格上、市の企画や計画段階での参加はない。	・市政の方針や計画について意見、要望、批判等を個人の立場で、あるいは周囲の方々の意見を行政に伝える。
5	ごみフェスティバル in 伊東	○ごみフェスティバル in 伊東実行委員会 ・事業の開催、運営に必要な企画 ・担当コーナーの企画、運営	○ごみフェスティバル in 伊東実行委員会 ・主催者として、独自で企画立案したコーナーを担当する。
6	伊東菊花展	○伊東菊花会 ・菊花展の開催及び運営の検討	○伊東菊花会 ・菊花展の運営に従事
7	ゆったり湯めまちウォーク	○ゆったり湯めまちウォーク運営委員会 ・ウォーキングの開催及び運営計画の検討	○ゆったり湯めまちウォーク運営委員会 ・ウォーキングでのコースや自然、旧跡の説明
8	伊東温泉湯めまつり	○伊東温泉湯めまつり実行委員会 ・イベントの開催及び運営計画の検討 ・関係団体等との連絡調整	○伊東温泉湯めまつり実行委員会 ・主催者としてイベント運営に従事 ・イベントの広報宣伝活動
9	伊豆高原フェスタ	○伊豆高原フェスタ協議会 ・イベントの開催及び運営計画の検討 ・関係団体等との連絡調整	○伊豆高原フェスタ協議会 ・主催者としてイベント運営に従事 ・イベントの広報宣伝活動
10	紀元祭ほこほこまつり	○紀元祭ほこほこまつり実行委員会 ・事業の企画 ・関係団体等との連絡調整	○紀元祭ほこほこまつり実行委員会 ・主催者としてイベント運営に従事
11	地球体験自然と話そう	○わんぱくスイミング実行委員会 ・イベントの開催及び運営計画の検討 ・関係団体等との連絡調整	○わんぱくスイミング実行委員会 ・主催者としてイベント運営に従事
12	河川愛護推進事業	・河川愛護協議会が自発的に愛護運動のための計画を立案する。	・各河川愛護協議会において計画された事業について、町内会等を通じ、沿川住民が協力して河川の美化保全に努めている。

【市民活動支援事業】

	事業名	事業の概要
1	景観形成推進団体等助成金交付要綱	都市景観の形成に寄与すると認められる活動を行う団体に対し、助成金を交付する。
2	商店街共同施設設置補助金交付要綱	商店街の振興、町の美化を図るため共同施設を設置する場合、補助金を交付する。
3	商店街空き店舗活用事業費補助金交付要綱	商店街の振興及び活性化を図るために空き店舗を活用する事業を行う場合、補助金を交付する。
4	公共施設の里親制度（アダプトシステム*）実施要綱	市民、団体等が里親となって公共施設の環境美化、保全等を行う場合、物品、用具等の支給、貸与等を行う。

* アダプトシステム：26ページ参照

5) 伊東市における市民参画の問題・課題

市民意識を高め、まちづくりを担う人材を育成する必要があります。

- ・都市化の進展や生活様式の多様化等により、地域への愛情や地域コミュニティとのつながりが希薄となり、市民のまちづくりへの参加は全体的に少なくなる傾向にあります。
地域を支えるのは市民であり、若い世代を含めて、市民意識を高め、今後のまちづくりを担う人材を育てていく必要があります。
- ・まちづくりに参加したい市民もいますが、どのようにすればよいかわからない、参加のきっかけがないために、参加できていない状況もあるようです。また、仕事や子育てのために、まちづくりへの参加が難しい市民も多いと思われます。
市民・事業者・行政が協力し合って、まちづくりに参加しやすい環境をつくっていく必要があります。

市政・まちづくりの情報を行政と市民・市民間で共有する必要があります。

- ・まちづくりの情報を提供・交換する手段や機会が不足していることで、市民と市民、市民と行政の間において、各自の活動等が相手に伝わりにくい状況になっています。
市民と行政、市民と市民が連携して、本市のまちづくりを推進していくために、情報を共有できる環境を整える必要があります。
- ・伊東市情報公開条例により、市民が必要な情報を得ることができるようになっていますが、市民にとっては、行政用語によるわかりにくさや表現のあいまいさ等の問題もあります。また、情報を得ることのできる場が少なく、必要な情報を探すことは市民にとっては難しいことです。
市民が気軽に情報を入手でき、情報の内容を理解できるようにしていく必要があります。

市民団体の活動に必要な場所・設備、資金の確保を支援する必要があります。

- ・市民団体が、会合や交流、イベント等を行うための場所・設備が不足している状況にあります。
既存の公共施設は、各種の制限により、市民にとって利用しにくいものになっています。
市民や事業者の協力を得て、市民団体の活動に必要な場所・設備を確保していくことが求められます。
- ・市民団体の多くが、まちづくり活動を行うための資金が不足している状況にあります。
市民団体が収益を目的とした活動にも取り組んでいくとともに、市民や事業者による資金面での協力を得ていく必要があります。

政策形成の過程で市民参画を進める必要があります。

- ・本市は、これまで、各種行政計画の作成やイベント事業の実施等において市民参画を推進してきました。
今後は、施策を立案・実施する段階において市民の意見を生かす機会を一層拡充し、幅広い層の市民参画を得ていくことが求められます。あわせて、行政は、市民の意見をどのように生かしたのかを説明する必要があります。

市民と行政が協働して事業を行うことが求められます。

- ・本市は、公共施設の里親制度の実施など、市民団体等への支援に取り組んでいます。
市民のニーズの多様化、市民団体の活動の活発化、行財政の縮小化が進む中で、今後、市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託に積極的に取り組んでいくことが求められます。

市民によるまちづくりを支援する体制を整える必要があります。

- ・行政内で、市民によるまちづくりや市民活動を支援する担当組織が明確になっておらず、相談等に応じることのできる市職員が多くいません。そのため、市民や市民団体が活動の相談をする場があまりないのが現状です。
- ・行政及び市民側において、市民によるまちづくりを支援する体制を整えるとともに、市職員の市民参画についての意識、知識や技術を高めていくことが求められます。